

はぴ e セット[ソラレジ] (関西エリア)

< 主契約料金表 >

2023年4月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

このはぴeセット[ソラレジ]（関西エリア）料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます），
福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は、はぴeセット[ソラレジ]（関西エリア）といたします。

3 太陽光発電設備のリース

当社は、この料金表による需給契約を締結いただくお客さまに、当社が別に定めるはぴeセット[ソラレジ]リース約款（以下「リース約款」といいます。）第1条(リース物件)に定めるリース物件の太陽光発電設備（パネル出力3キロワット未満）（以下「太陽光発電設備」といいます。）をリースします。太陽光発電設備の取扱いについてはリース約款によるものといたします。

なお、太陽光発電設備は、この料金表による需給契約を締結する需要場所と同一の需要場所をご利用いただきます。

4 適用範囲

低圧で電気の供給を受け、住宅用に電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

ただし、お客さまの与信調査の結果等から、この料金表による需給契約の締結が不相当であると当社が判断した場合や、需要場所の気象特性、住宅環境および住宅の構造・工法・材質により、太陽光発電設備の取付けまたは保守が技術的に困難である等やむをえない理由があると当社が判断した場合は、この限りではありません。

(1) お客さまの年齢が、申込時点において、20歳以上で、かつ、70歳未満であること。

- (2) お客様が、太陽光発電設備を取り付ける住宅の所有者または所有者から数えて二親等までの親族であること。
- (3) 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに電気供給条件（低圧）〔以下「供給条件」といいます。〕別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が原則として400ボルトアンペアをこえること。
- (4) 契約電力（お客様が新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。）が原則として50キロワット未満であること。
- (5) 1需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力（お客様が新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。）と契約電力（料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客様が、新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(3)および(4)に該当し、かつ、(5)の契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

5 需給契約の承諾後の取消し

当社は、次の場合には、この料金表による需給契約を承諾した後であっても、承諾を取り消すことができるものとし、当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はおお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (1) 申込内容に、事実と異なる内容があることが確認された場合
- (2) 需要場所の気象特性や住宅環境および住宅の構造・工法・材質により、太陽光発電設備の取付けまたは保守が技術的に困難である等やむをえない理由があると当社が判断した場合

- (3) その他、当社が需給契約の承諾を取り消すべきと判断する理由がある場合

6 契約期間

- (1) 契約期間は、供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、需給契約が成立した日から、この料金表による需給開始日以降、121回目の検針日の前日までといたします。（需給開始日が検針日と同日の場合は、需給開始日を1回目の検針日といたします。）
- (2) 当社は、供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロにかかわらず、契約期間の満了日に先立って、お客さまから特段の申出がない場合は、契約期間の満了日の翌日に、お客さまの契約を当社が適当と判断する料金表に変更いたします。

なお、当社は契約期間の満了日に先立って、当社が適当と判断する料金表を明らかにし、当該料金表へ変更する旨を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により通知いたします。

7 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

8 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

9 契約電力

- (1) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- イ 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ただし、この料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この料金表によって受けた電気の供給とみなします。

- ロ 契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大使用電力の値といたします。
 - ハ 契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。
- (2) (1)により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、供給条件4（単位および端数処理）にかかわらず、0.5キロワットといたします。

10 料金プランおよび料金プランの変更

(1) 料金プラン

料金プランは、次のとおりとし、お客さまにご希望の料金プランを当社所定の様式によって申し出てください。

SSプラン

Sプラン

Mプラン

Lプラン

(2) 料金プランの変更

料金プランは、契約期間中であっても、変更いただけます。ただし、この料金表による需給開始日および料金プランの変更日から1年間は、他の料金プランへ変更いただけません。

なお、料金プランの変更日は、申込みいただいた後、当社の処理が完了した日の直後の検針日といたします。

11 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)イ(ロ)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニ(ロ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニ(ロ)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、基本料金については、当該需要場所が当社が別に定める一般地域の場合は一般地域料金を、多雪地域または強風地域の場合は多雪強風地域料金をそれぞれ適用します。

(1) S Sプラン

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

【一般地域料金】

1 契約につき	9,300 円 00 銭
---------	--------------

【多雪強風地域料金】

1 契約につき	9,900 円 00 銭
---------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

100キロワット時をこえる1キロワット時につき	26 円 81 銭
-------------------------	-----------

(2) Sプラン

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

【一般地域料金】

1契約につき	10,800円 00銭
--------	-------------

【多雪強風地域料金】

1契約につき	11,400円 00銭
--------	-------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

200キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円 30銭
-------------------------	---------

(3) Mプラン

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

【一般地域料金】

1契約につき	14,300円 00銭
--------	-------------

【多雪強風地域料金】

1契約につき	14,900円 00銭
--------	-------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

400キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円 28銭
-------------------------	---------

(4) Lプラン

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

【一般地域料金】

1 契約につき	18,200 円 00 銭
---------	---------------

【多雪強風地域料金】

1 契約につき	18,800 円 00 銭
---------	---------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

600 キロワット時をこえる1キロワット時につき	20 円 91 銭
--------------------------	-----------

12 初回の料金算定期間が「1 月」に満たない場合の料金

この料金表による需給開始日が、検針日でない場合、初回の料金算定期間の料金は、11（料金）にかかわらず、以下に定める初回電力量料金および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)イ(ロ)に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニ(ロ)に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニ(ロ)に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) S S プラン

初回電力量料金

初回電力量料金は、初回の料金算定期間における使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	26 円 81 銭
-------------	-----------

(2) S プラン

初回電力量料金

初回電力量料金は、初回の料金算定期間における使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	25 円 30 銭
-------------	-----------

(3) Mプラン

初回電力量料金

初回電力量料金は、初回の料金算定期間における使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	22円 28銭
------------	---------

(4) Lプラン

初回電力量料金

初回電力量料金は、初回の料金算定期間における使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	20円 91銭
------------	---------

13 しきい値電力量に満たない場合の「はぴeポイント」の加算

(1) はぴeポイントの加算

各月の使用電力量がしきい値電力量に満たない場合、当社は次のとおり、はぴeポイント（当社が提供するはぴeポイントクラブにおけるはぴeポイントをいいます。以下「しきい値未達ポイント」といいます。）を加算するものといたします。

ただし、12（初回の料金算定期間が「1月」に満たない場合の料金）の料金が適用される料金算定期間においては、しきい値未達ポイントを加算いたしません。

イ しきい値未達ポイント

しきい値未達ポイントは、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{しきい値未達ポイント} = \text{しきい値未達電力量} \times 10 \text{ポイント}$$

ロ しきい値未達電力量

しきい値未達電力量は、次の算式によって算定された値といたします。

ただし、次の算式によって算定された値が零キロワット時を下回る場合のしきい値未達電力量は零キロワット時といたします。

$$\text{しきい値未達電力量} = \text{しきい値電力量} - \text{その1月の使用電力量}$$

ハ しきい値電力量

各プランにおけるしきい値電力量は、次のとおりといたします。

SSプラン	100 キロワット時
Sプラン	200 キロワット時
Mプラン	400 キロワット時
Lプラン	600 キロワット時

- (2) しきい値未達ポイント加算のタイミング
しきい値未達ポイントは、各月の検針日の翌営業日（営業日は当社が定めます。）から5営業日以内に加算いたします。
- (3) しきい値未達ポイントの有効期限
しきい値未達ポイントは、加算された日から5カ月後の月の末日に失効するものといたします。
- (4) はぴeポイントクラブ等未加入時の扱い
(2)により当社がしきい値未達ポイントを加算する時点で、次のいずれかに該当しない場合、当社はしきい値未達ポイントを加算いたしません。また、加算されなかったしきい値未達ポイントは消滅するものとし、さかのぼって加算いたしません。
イ はぴeみる電の会員であること。
ロ はぴeポイントクラブの会員であること。
- (5) はぴeポイントに係るその他の事項
はぴeポイントクラブの入会およびはぴeポイントに係るその他の事項については、はぴeポイントクラブ会員規約およびはぴeポイント規定によるものといたします。

14 帳票発行手数料

- (1) 当社は、次の場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきます。
なお、帳票発行手数料は、当社が各帳票を発行した料金算定期間の料金とあわせて支払っていただきます。
イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が認める場合
ロ お客さまが、18（その他）(2)にかかわらず、供給条件 22（料金その他の支払方法）(1)ハに該当する場合で、料金を、当社が発行した振込用紙により支払われるとき。
ハ お客さまが、供給条件 22（料金その他の支払方法）(1)イまたはロによる料金の支払いが不能となったこと等当社の責めとならない理由により、供給条件 22（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し、料金を、当社が発行した振込用紙により支払われる場合
- (2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。
イ (1)イの場合

1 料金の算定期間および1 契約につき	110 円 00 銭
---------------------	------------

ロ (1)ロまたはハの場合

1 料金の算定期間および1 契約につき	220 円 00 銭
---------------------	------------

15 解 約

当社は、供給条件39（解約等）により需給契約を解約する場合以外にも、お客さまが次に該当する場合は、この料金表による需給契約を解約できるものいたします。

- (1) お客さまが、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てまたは公租公課滞納処分等を受けた場合
- (2) お客さまが、破産、民事再生もしくはその他法律上の倒産手続の申立てを受けた、または自ら申し立てた場合
- (3) お客さままたはリース約款第3条（取付工事・引渡し）第1項(1)イまたは(2)イに定める住宅会社（以下「住宅会社」といいます。）の責めとなる理由または天災地変により、太陽光発電設備が毀損し、修理が不可能な場合または滅失した場合
- (4) お客さまが、リース約款に反した場合
- (5) リース約款第3条（取付工事・引渡し）第1項(1)ニまたは(2)ハに定める引渡完了日（以下「引渡完了日」といいます。）以降、太陽光発電設備がお客さままたは住宅会社の責めとならない理由（天災地変によるものを除きます。）により毀損し、修理が不可能な場合または滅失した場合

16 解約精算金の請求

- (1) 需給契約成立以降、契約期間満了に先立って、この料金表による需給契約を廃止される場合（契約種別の変更および電気の供給を受ける小売電気事業者の変更を含みます。）または15(解約)(1), (2), (3), (4)もしくは供給条件39（解約等）により解約となる場合、当社は契約期間の残りの期間に応じ、当社が別に定めるはぴeセット[ソラレジ]（関西エリア）＜主契約料金表＞解約精算金通知書のとおり解約精算金を申し受けます。ただし、特定商取引

法により、この料金表による需給契約をクーリング・オフする場合を除きます。

なお、解約精算金は当社が定める方法によりお支払いいただくものいたします。この場合、当社は分割での支払い等には応じません。

- (2) 引渡完了日以降、契約期間満了に先立って、この料金表による需給契約が15（解約）(5)により解約となる場合、当社は解約精算金を申し受けません。

17 名義変更の承諾

供給条件36（名義の変更）により、名義変更の申出があり、新たなお客さまが4（適用範囲）を満たしていない場合等、当社が不相当と判断する場合は、当社は名義の変更の申出をお断りすることがあります。

18 その他

- (1) 当社は、供給条件20（日割計算）(1)イにかかわらず、供給条件19（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合に基本料金の日割計算を行いません。また、この場合は、しきい値電力量についても日割計算を行いません。
- (2) この料金表による料金の支払方法は、供給条件22（料金その他の支払方法）(1)にかかわらず、原則として、供給条件22（料金その他の支払方法）(1)イまたはロによるものいたします。
- (3) 毀損、滅失、故障修理、メンテナンスまたは取替工事等により太陽光発電設備が使用できない期間がある場合またはその他太陽光発電設備を使用されなかった場合であっても、当社は料金の減免、返還等には応じないものいたします。
- (4) この料金表による需給契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、供給条件 19(料金の算定)および 20(日割計算)に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、電力量料金の算定にあたっては、以下のとおり算定いたします。

(1) 電力量料金の日割計算

イ この料金表適用の際現に料金表のはぴeセット[ソラレジ](関西エリア)(2022年10月1日実施。以下「旧はぴeセット[ソラレジ](関西エリア)」といいます。)の適用を受け、需給開始日が検針日でない場合

$$\begin{aligned} \text{電力量料金} &= \text{旧はぴeセット[ソラレジ](関西エリア)本則12(初回の料金算定期間が「1月」に満たない場合の料金)に定めるお客さまごとの電力量料金(以下「旧電力量料金」といいます。)} \times \text{需給開始日から2023年3月31日までの使用電力量} \\ &+ \text{本則12(初回の料金算定期間が「1月」に満たない場合の料金)に定めるお客さまごとの電力量料金(以下「新電力量料金」といいます。)} \times \text{2023年4月1日以降の使用電力量} \end{aligned}$$

ロ イ以外の場合

(イ) 2023年3月31日までの使用電力量と(2)イのしきい値電力量の差が、料金算定期間における使用電力量と本則13(しきい値電力量に満たない場合の「はぴeポイント」の加算)(1)ハに定めるお客さまごとのしきい値電力量(以下「各しきい値電力量」といいます。)の差をこえる場合

$$\text{電力量料金} = \text{旧電力量料金} \times (\text{料金算定期間における使用電力量} - \text{各しきい値電力量})$$

- (ロ) 2023年4月1日以降の使用電力量と(2)ロのしきい値電力量の差が、料金算定期間における使用電力量と各しきい値電力量の差をこえる場合

$$\text{電力量料金} = \text{新電力量料金} \times (\text{料金算定期間における使用電力量} - \text{各しきい値電力量})$$

- (ハ) (イ), (ロ)以外の場合

$$\begin{aligned} \text{電力量料金} = & \text{旧電力量料金} \times (\text{2023年3月31日までの使用電力量} - \text{(2)イのしきい値電力量}) \\ & + \text{新電力量料金} \times (\text{2023年4月1日以降の使用電力量} - \text{(2)ロのしきい値電力量}) \end{aligned}$$

(2) 料金適用上のしきい値電力量区分の基本算式

- イ 旧電力量料金適用のしきい値電力量

$$\text{旧電力量料金適用のしきい値電力量} = \text{各しきい値電力量} \times \frac{\text{2023年3月の検針日から3月31日までの日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- ロ 新電力量料金適用のしきい値電力量

$$\text{新電力量料金適用のしきい値電力量} = \text{各しきい値電力量} - \text{イで算定したしきい値電力量}$$

別 表

1 契約設備電力の算定

- (1) 契約設備電力は、原則として供給条件別表7（契約容量および契約電力の算定方法）(1)に準じて定めます。（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）ただし、負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議により、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未滿となる場合にはその最大需要容量にもとづき契約設備電力を定めます。
- (2) 夜間蓄熱式機器を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約設備電力は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として供給条件別表7（契約容量および契約電力の算定方法）(1)に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

ただし、負荷の実情に応じて、お客さまとの協議により、夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が6キロボルトアンペア未滿となる場合には、イの値は、その最大需要容量にもとづき定めます。

2 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- イ 主として夜間時間（毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。）に通電する機能を有すること。
- なお、「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。
- (イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
- (ロ) 当該一般送配電事業者が夜間時間以外の時間または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合
- ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。
- (2) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、

当社に申し出ていただきます。

- (3) 当社は、(1)に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。